

内閣参質二〇一第一七一号

令和二年六月三十日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出安倍總理後援会主催夕食会の契約に係る安倍總理の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出安倍総理後援会主催夕食会の契約に係る安倍総理の認識等に関する質問に
対する答弁書

一から六までについて

お尋ねは、安倍内閣総理大臣個人の政治活動に関するものであり、政府としてお答えする立場はない。

なお、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項等の規定により、政治団体の会計責任者は、当該政治団体に係るその年における収入、支出及び資産等について政治資金收支報告書に記載し、同法第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならないとされており、同法上、当該政治団体に係る収入又は支出でないものについては記載する義務はない。いずれにしても、個別の事案において、ある事項を政治資金收支報告書に記載する義務があるか否かについては、具体的な事実に即して判断されるべきものと考える。